

令和6年度答申第12号

令和7年 3月 7日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 井 川 信 子 印

個人情報一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和5年5月31日付け松福包第134号をもって諮問のあった個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市長は本件処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和5年1月4日付け個人情報開示請求書により、「私が福祉まるごと相談、高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター）、それらを所管している部署、地域包括ケア推進課（地域支援担当室を含む）に相談や意見や問合せや要望や苦情等をしたことに関して取得・作成されたもの一切。」（以下「開示請求文書」という。）について、松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年松戸市条例第46号）による廃止前の松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。以下「条例」という。）第10条の規定により、個人情報の開示請求（以下、「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 本件開示請求に対して、令和5年3月3日付け個人情報一部開示決定通知書（以下「本件一部開示決定通知書」という。）により、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年4月24日付け審査請求書により、本件審査請求を行った。
- (4) 審査請求人は、令和5年8月16日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

対象個人情報の記録が本件で特定されたもので尽くされているとは到底考えられない。本件で開示請求の対象となった内容の性質上、開示請求者が相談や意見や問合せや要望や苦情等をしたことの対応に係るものも請求していることと解されるうえ、開示請求書の記載、請求受付の後

の担当者との遣り取りにおいて開示請求者が上記対応に係るものも請求対象に含めていることを明言して伝達していることからしても、上記対応に係るものも特定すべきである。そして、本件一部開示決定通知書に記載された日付以外にも、開示請求者は、福祉まると相談、地域包括ケア推進課（地域支援担当室を含む）に相談や意見や問合せや要望や苦情等をしていることから、それらについて、本件の開示文書と同様の記録を特定すべきである。そして、これらを開示しない理由を附記していないことから、理由附記の不備がある。本件では、開示請求者が福祉まると相談、高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター）から相談を拒否されており、相談拒否に正当な理由がないことは明らかであり、そのことについて審査請求人が市長メールによって改善や適切な処置等を求めても、直接の回答を避け、又は問題のあることを認めていないことを前提とした記載に終始したこと、五香松飛台の高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター）も個人情報保護法に基づく個人情報開示請求について担当者の不在を理由に開示請求を拒否したり、担当者自身も開示請求書を突き返したりしてくるなど、両者はあまりにも理不尽な対応を続けており、本件処分も、責任回避や不祥事の隠蔽のために行われたと考えるべきである。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本案の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

ア 開示請求文書については、福祉まると相談窓口、地域包括ケア推進課（地域支援担当室を含む）における相談記録より、審査請求人からの相談を受けて、令和〇年〇月〇日、令和〇年〇月〇日、令和〇年〇月〇日、令和〇年〇月〇日、令和〇年〇月〇日、令和〇年〇月〇日にそれぞれ作成されたものとして特定し、開示している。

イ 上記のほかに、福祉まると相談窓口職員及び地域包括ケア推進課職員が職務上において文書を作成している事実はなく、公文書を保有していないため、条例第11条の3第2項において準用する松戸市情報公開

条例（平成１３年松戸市条例第３０号）第１０条第２項に該当する。

ウ 高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター）にて取得・作成されたものについては、本件開示請求にかかる個人情報に関する文書を地域包括ケア推進課にて保有している事実はないため、条例第１１条の３第２項において準用する松戸市情報公開条例第１０条第２項に該当する。

５ 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 相談・対応記録について

ア 処分庁は、開示請求者が相談等をしたことについての対応記録については個人情報ではないとして非開示としているが、審査請求人は、対応記録も開示すべき旨主張している。

個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）（条例第２条第１号ア）、又は個人識別符号が含まれるもの（同号イ）をいう。

ここで、「特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名、住所、生年月日その他の記述等により、特定の個人であると識別することができるものだけでなく、個人の身体、財産、行動記録などに関する情報も、氏名等と一体となって特定個人を識別できるものであれば、個人情報に該当する。

本件における相談記録は、審査請求人の行動記録であり、審査請求人の氏名等と一体となって特定個人を識別できるものであつて、個人情報に該当する。

イ ある文書において開示請求の対象となる個人情報が記載されている場合にあっては、当該文書が開示請求者本人に関して作成されたものと認められるときは、原則として、当該文書全体が開示請求の対象となると解すべきである。

ウ 当審議会において処分庁に対して意見聴取を行い、また、インカメラ審理を実施したところ、審査請求人の相談にかかる対応記録は、電磁的

記録として記録され、審査請求人の相談記録と同一の文書に記載があった。対応記録は、審査請求人の個人情報である相談記録に関連して作成された文書の一部であり、本件開示請求の内容と関連性が全くないとは言えない。したがって、対応記録に係る部分についても対象文書として特定すべきと解する。

また、本件開示文書については、審査請求人の相談に係る記録が開示されていたが、他に電磁的記録として審査請求人の氏名等が記載された部分が特定されていなかった。審査請求人の相談記録を保存している個別のフォルダーが作成されていることから、そのフォルダー全体を対象文書として特定すべきである。

(2) 開示文書以外の記録について

審査請求人は、開示された文書に記載された日付以外にも相談や意見等を行っており、それらの相談記録及び、対応記録が記載された文書が開示されていないことから、対象たる個人情報の記録が本件で特定されたもので尽くされておらず、さらなる文書の特定を主張している。

このことについて、当審議会において、処分庁に対して意見聴取を行い、相談記録及び対応記録の文書の作成、保存の方法について確認を行ったところ、処分庁は、全ての相談記録及び対応記録について相談者本人と紐づけできる形で記録を作成しているものではなく、特定の個人と紐づけられない形で記録されているものもあるとのことであった。そして、審査請求人からの相談等であると判断することができた公文書については、全て特定したとのことである。また、特定した相談記録及び対応記録（上記（1）ウにおいて特定すべきとしたものを含む。）以外の文書の存在について確認を行ったが、処分庁の説明に不自然な点は認められなかった。

(3) 理由附記について

条例第11条の3第2項により準用される松戸市情報公開条例第10条第3項は、「全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」と規定している。とすると、理由附記にあたっては、①開示しない根拠条文、②当該条文を適用する根拠、を記載する必要がある。

本件処分においては、上記のように開示の判断について妥当でないと認められる箇所はあるが、処分庁が行った処分についての非開示部分の根拠条文、及び、理由は示されていることから、理由附記不備の違法はないと解する。

6 結論

以上により、審議会としては、「1 審議会の結論」のとおり判断する。
当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年 5月31日	諮問書の受理
令和 6年11月 6日	第1回審議会（諮問の報告・審議）
令和 6年12月 2日	第2回審議会（審議・意見陳述）
令和 7年 1月10日	第3回審議会（審議・理由説明）
令和 7年 2月 7日	第4回審議会（審議）
令和 7年 3月 7日	第5回審議会（審議）